

要　　望　　書

令和7年10月21日

殿

一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会

会長　田中　美保子

平素より知的障害・発達障害のある人たちの教育・福祉の充実に対して多大なご尽力を賜り、県当局並びに県議会に対しまして厚くお礼申し上げます。

私ども手をつなぐ育成会は、障害のある人たちが各ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して豊かな暮らしができる共生社会の実現を願って活動を進めてきました。平成23年施行の改正障害者基本法以降、権利擁護や社会参加の機会の拡大等の様々な制度やサービスができ、また、特別支援教育の推進により障害福祉や教育が進展していることに感謝しています。今後も、共生社会実現のために地域の人たちの障害者理解が一層進むこと、障害のある人達の生活を支える基盤の整備が進むことを願い、以下の項目につきまして要望いたします。

記

I 物価高騰に対する対応について

- 1 物価高騰が続き、ほとんどの知的障害者は障害基礎年金が収入の大半を占めているため、厳しい生活状態が続いている。年金引き上げや住宅扶助、医療扶助的な給付の創設など、知的障害者の実態を踏まえた経済的支援をお願いしたい。
- 2 物価高騰により障害福祉サービス事業所は経費が大幅に増加し、事業所経営を圧迫しているとの声も聞きます。また、人手不足でサービスの提供に支障が出ることも心配しています。物価高騰や最低賃金引き上げなどの状況を考えると、知的障害のある人たちが事業所の利用により安定した生活を送ることができるよう、物価高騰に対応した事業所への助成や職員の待遇改善を図っていただきたい。

II 共生社会に向けての啓発活動について

- 1 平成28年7月の相模原市の障害者施設での悲惨な事件から9年が過ぎました。障害者理解を進めるためには、この事件を風化させないことが大切であると思います。県・市町村が開催する研修会などで障害者理解と多様性を認め合う共生社会についての啓発活動を進めていくことをお願いしたい。
- 2 あいサポート運動やヘルプマーク・ヘルプカードの普及活動に感謝しています。今後も様々な機会に広報を行っていただきたい。また、公民館や図書館などの公共施設、病院、商業施設、バス・電車など交通機関にポスターを掲示することにより啓発活動を進めていただきたい。

- 3 障害者差別解消法の改正により民間事業者による合理的配慮が義務化になっていますが、「合理的配慮」を考えるには、職場でキーパーソンとなる人と話し合いの機会があることが大切だと思います。障害者雇用の企業には、キーパーソンとなる立場の人をおいていただきたい。

III 相談支援の充実

- 1 相談支援は知的障害者の生活支援に不可欠であり、現在、また将来を見通した人生のプランを一緒に考える相談支援体制の充実を図っていただきたい。セルフプランの割合が下がってきたと思いますが、福祉サービスからの落ちこぼれがないよう相談支援を進めていただきたい。
- また、高齢化が進む中でセーフティネットとして機能することも期待しています。相談支援事業所の充実を図るためにも、報酬単価の引き上げを図り、相談支援員の人材育成を進めていただきたい。
- 2 令和6年度に基幹相談支援センターの設置が努力義務化になりました。早期に全市町村に設置を進めいただき、センターを核とした県下市町村の相談支援体制の充実を図っていただきたい。
- 3 高齢者の消費者トラブルや詐欺被害がニュースになり、防止のための研修会が開かれています。しかし、学校を卒業して一般就労している知的障害者の場合は、令和4年に成人年齢が18歳に引き下げられた際に消費者トラブルにあうのではないかと心配する声がありましたが、その後話題になることが減少したように思います。職場等で消費者トラブルなどについての研修を受ける機会が持てるよう企業に働きかけていただきたい。

IV 安心・安全で豊かな地域生活のための支援・高齢化への対応について

- 1 地域生活への移行や親の高齢化などにより、グループホームの増設を要望してきました。ここ数年新設のグループホームが増えてきましたが、虐待や不正な経営などの不祥事があり、支援の質に不安になることもあります。令和7年度より「地域連携推進会議」の設置が義務になりましたが、できるだけ早期に、地域の関係者を含む外部の目を入れる取り組みを進めていただきたい。
- 2 重度の障害のある人がグループホームの利用を考えた場合、夜間の生活に不安があります。日中一時支援のグループホームでの夜間支援従事者を、介護サービス包括型や外部サービス利用型のグループホームでも配置することを進めていただきたい
- 3 会員からは移動支援の充実を願う要望が多く上がっています。地域生活支援事業であり、市町村により支援内容が異なるため格差があることも感じています。余暇の充実や高齢になっての外出などで移動支援の充実を図っていただきたい。
- 4 地域生活支援拠点等について、多くの市町村で整備が進んでいますが、支援が継続的に行われるためにも、障害のある人の地域生活を支える基盤作りとして、①相談 ②緊急受入 ③体験の機会・場 ④専門的人材の養成 ⑤地域の体制づくりの点検をお願いしたい。

- 5 豊かな人生を送るために生涯学習が課題となっていますが、学校卒業後は、スポーツや文化活動などの余暇的活動を望んでも機会が少ない現状があります。地域での交流も含めて、市町村で定期的に余暇活動を楽しむための環境整備・機会を設けていただきたい。
- 6 育成会では、十数年にわたり県下の警察署訪問を続けてきました。地域での知的・発達障害のある人の理解と地域生活の安全をお願いしてきましたが、快く訪問を受けていただき継続できていることに感謝しています。障害のある人や家族への理解と支援のために、今後は署内の研修等で保護者等の話を聞いていただくことについても検討をお願いしたい。

V 自然災害への対応について

- 1 地震や大雨などにより激甚災害の指定を受ける大規模な自然災害が毎年のように発生し、どこで災害が発生してもおかしくない状況になってきました。「避難計画」の作成がより一層現実味を帯びてきましたが、大規模な災害時に判断が難しく、変わった環境になかなかはじめない知的障害者の避難について、「指定避難所までの移動、避難所での配慮、福祉避難所の開設と移送など」の個別の避難計画の作成を進めていただきたい。
- 2 福祉避難所の数はたいへん増えましたが、障害のある人たちが慣れた場所である障害者福祉サービス事業所や特別支援学校・地域の学校などの福祉避難所を増やしていただきたい。また、障害特性によっては、事前の相談により直接福祉避難所に避難できる対策を考えていきたい。
- 3 医療的ケアのある児者の避難については、大変な困難を抱えています。たくさんの医療器具を抱えての緊急避難は現実的ではなく、たとえ命が危険だとしてもその場にとどまるしかないと考えている家族もいます。そのため、緊急時の避難先を医療器具がそろっている病院での受入をお願いしたい。

VI 権利擁護について

- 1 強度行動障害児者への支援体制についての取り組みを進めていただき、令和7年度4月より集中的支援の取り組みが始まりました。今後の取り組みでは人材養成、特に広域的支援人材の養成が大きな力になります。地域生活支援拠点等の整備を充実させ、地域で取り組む支援体制を作っていただき、家族が孤立しない支援を行っていただきたい。
- 2 障害のある人や職場（福祉事業所や一般企業）を理解していただくために、行政の担当者の方に職場訪問をしていただき、交流の場・情報交換の場を設けることを検討していただきたい。
- 3 選挙での知的障害者の投票における合理的配慮が明確になっていません。投票したい人の呼名や指差しでしか意思表示できないのか、候補者の写真が載っている選挙公報の持ち込みはできるのか等々具体的なことが明確ではありません。また、代理投票に制度についても不案内な職員だった場合の不安もあります。知的障害者の投票行動について、国としての基準を示していただきたい。

- 4 医療的ケアが必要な場合、電源の確保は命にかかわります。たくさんの医療器具を使用している場合、電源の容量が大きなものが必要になります。災害時に使えるポータブル電源を補装具として認めていただき、購入助成の対象としていただきたい。

VII 障害者の労働と雇用について

- 1 民間企業での雇用障害者数や実雇用率が毎年のように増加してきました。民間企業で障害のある人が継続して働くためにも、障害者理解や合理的配慮による働きやすい労働環境づくりの啓発を進めていただきたい。
- 2 最低賃金が上昇してきていますが、解雇や時短・平日の休みによる労働時間の減少で最低賃金を維持する対応があるのではないかと心配しています。障害のある人の生活リズムが崩れ不安定にならないよう配慮をお願いしたい。

VIII 特別支援教育について

- 1 特別支援教育を受ける児童生徒が増え、障害も多様化しています。教職員の多忙化の問題もよく取り上げられますが、個々の児童生徒の障害に応じた指導には教員の増員が不可欠であり、教員定数の改善をお願いしたい。
- 2 特別支援学校から企業（A型事業所を含む）へ就職する知的障害者がふえており、「就労応援団」の取り組みも含め、進路指導の取り組みに感謝しています。しかし、様々な理由で離職する者がいると思われますので、福祉関係の機関と連携してフォローを十分に行っていただきたい。
- 3 重度の障害のある人の生活介護事業所等への進路が、市町村によっては厳しい状況にあるように聞きます。事業所の縮小や支援員の負担過多などにより重度の生徒の進路選択が狭まることがないようお願いしたい。
- 4 不登校が全国で30万人を超え、不登校にもかかわらず専門機関等で相談・支援を受けていない人が4.6万人になる報告があります。不登校対策は長年の課題ですが、岡山県では「学びの多様化学校」（いわゆる不登校特例校）が、県北の高等学校に続き、今年度は中学校にできたり、高等学校での「MyPlace」の取り組みが始まりましたが、新しい取り組みの成果を共有し、県下の学校で一層不登校対策を進めていただきたい。
- 5 療育手帳を持っていない発達障害の生徒、軽度の知的障害の生徒が高等学校に進学し、学力や学校生活への適応がなかなか難しい生徒がいると思います。高等学校でも発達障害の生徒に対応する研修がなされていますが、対応が十分でなかったため中途退学等になってしまう生徒は増えているのでしょうか。将来的には、高校の中に発達障害の生徒を対象にした教育課程で対応することも検討していただきたい。

- 6 学校と福祉サービス事業所、保護者との情報共有や連携が必要ですが、お互い忙しく情報の共有をする時間がないためか、あまり進んでいないように思います。三者の指導がバラバラで子どもが混乱することがないよう連携を進めていただきたい。
- 7 まだ教職員による障害のある児童・生徒への虐待事案が報道されている状況があります。重大な人権侵害である虐待についての研修を、再度学校全体で取り組んでいただきたい。

IX 国への要望について

- 1 障害基礎年金が不支給となった人が急増したとの報道がありました。障害基礎年金については、障害のある実態に基づかないで、就労（福祉的就労を含む）を要件とした等級の下方変更がなされたとの声もありました。年金の不支給は、障害のある人の生活に重大な影響を及ぼすものであり、現在の問題点や判定基準等を明確にしていただきたい。